

2021年10月

消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：0965-33-4162

秋晴れのさわやかな季節になりました。コロナも減少し、このまま穏やかな日常が続くとよいのですが、「油断は大敵」です。

コロナ感染予防のために、接触を控えようとするのもあって、キャッシュレス化が進んでいます。クレジットカードや電子マネー、スマホ決済、様々な決済手段があり、登録すれば、ポイントがもらえるなどと誘っています。キャッシュレスは便利な反面、カードの紛失や使い過ぎ、不正利用などのリスクもあります。自分にとって便利で必要な決済はどれなのか、よく吟味して、管理できる範囲で活用しましょう。

◆ 相談事例 ◆

【事例1】 ネットショッピングのテレビの返品 （男性）

インターネットショッピングでテレビを購入しました。しかし、必要ないと思い直して、業者に電話しましたが、解約はできないと言われました。そして商品を送るというメールも来ました。まだクーリング・オフ期間なのにクーリング・オフできないのはおかしいと思います。受け取りを拒否したいと思いますが、どうでしょうか。

<助言> インターネットショッピングを含む通信販売には、クーリング・オフは、適用されません。ただし返品可能かどうかの表示は義務となっていますので、業者の規約を確認してください。商品に瑕疵があれば返品は可能と思われませんが、気が変わったという一方的な理由では解約は難しいようです。また受け取りを拒否しても解約したことにはなりません。規約を踏まえて、再交渉されるよう助言しました。

【事例2】 子供のスマホゲームで高額課金 （男性 小学生） 父親からの相談

小学生の子供に、私（父親）名義のスマホを与えていました。そのスマホで子供がゲームをして4万円も課金していました。携帯会社に連絡したらゲーム会社に交渉するよう言われました。どのようにすればよいでしょうか。スマホの課金の上限を4万円に設定していたので4万円の請求でしたが、そうでなければ、もっと使っていたと思います。

<助言> 親権者による未成年者の契約取り消しについて説明して、通知書の作成を支援し、ゲーム会社に送付しました。今回は取消が認められましたが、名義人である親の管理責任を問われる場合もあることを注意しました。4万円の上限を1円に変更されたとのことで、キャリア課金はできなくなりますが、クレジットカードの利用などの危険性があります。子供とスマホの使い方について話をするよう助言しました。



◆相談件数（2021年4月～2021年9月）※新規相談のみ（氷川町・芦北町を含む）◆

R2.4月	70	R2.5月	60	R2.6月	98	R2.7月	72	R2.8月	62	R2.9月	92	上半期 合計	454
R3.4月	59	R3.5月	81	R3.6月	91	R3.7月	66	R3.8月	79	R3.9月	76	上半期 合計	452
増減	▲11	増減	21	増減	▲7	増減	▲6	増減	17	増減	▲16	増減	▲2

◆せいかつQ&A◆

Q：クーリング・オフとは？

A：クーリング・オフとはいったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除できる制度です。

【特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間】

- ・訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）：8日間
- ・電話勧誘販売：8日間
- ・連鎖販売取引（マルチ取引）：20日間
- ・特定継続的役務提供（エステティック、美容医療、学習塾、パソコン教室等）：8日間
- ・業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）：20日間
- ・訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買取を行うもの）：8日間

※上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受取った日から計算します。

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があれば、それに従うことになります。特約がない場合は、商品を受取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、その場合、商品の返品費用は消費者が負担することになります。

消費生活出前講座を利用してみませんか！

消費生活相談員が、皆様の地域にお伺いし、悪質商法や架空請求の現状や、被害に遭わないためのポイントを分かりやすくお伝えします。

◎対象：八代市・氷川町・芦北町在住在勤の方、自治会、学校、敬老会等の各種団体など

※10名以上の団体やグループであれば利用できます。

◎申込：八代市役所市民活動政策課 TEL：0965-33-4482

◆消費生活相談関連のご案内【令和3年11月分】◆

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 《予約制》	11月12日（金）、26日（金）10：00～16：00
	予約は11月1日（月）午前8時30分から0965-33-4482（市民活動政策課）で受付けます。
多重債務相談	11月1日（月）9：00～16：00

※会場はともに八代市役所仮設庁舎東棟1階市民相談室になります。